

件名	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	<p>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号)</p> <p>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第46号)</p> <p>食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する命令(平成23年内閣府・厚生労働省令第5号)</p>
<p>【改正の概要】</p> <p>食品衛生法第19条第1項に基づく表示の基準については、食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令で規定されていたが、平成23年9月1日施行された内閣府令(「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令」及び「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令」)で新たに制定されたこと等に伴い、関係省令を引用している条文等の規定整備を行う。</p> <p>〔改正条例〕</p> <p>食品衛生法施行条例(平成12年愛媛県条例第16号)</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>第一条に引用して省令に新たに制定された内閣府令等(下線部)を追加、また別表第1の引用省令を変更する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法施行令 ・食品衛生法施行規則 ・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令 ・<u>食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令</u> ・<u>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令</u> ・<u>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令</u> <p>に定めるもののほか、食品衛生法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>公衆衛生上講ずべき措置の基準</p> <p>1 営業の施設の管理</p>	

・～・ 省略

・ 食品等の取扱い

ア～サ 省略

シ 食品、添加物、器具又は容器包装(以下「食品等」という。)の製造、加工、処理又は調理に当たっては、次の事項を実施すること。

(ア)・(イ) 省略

(ウ) 原材料として使用していない特定原材料(省令第21条第1項第1号トに規定
府令第1条第1項第7号

する特定原材料を言う。)が製造工程において混入しないように措置を講ずること。

ス 省略

・～・ 省略

2～6 省略

施行日	公布日
-----	-----

【その他参考事項】